

## 羽咋市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

羽咋市社会福祉協議会役員等報酬規程（平成29年4月1日施行。以下「旧規程」という。）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員には、次のとおり報酬を支給する。

- （1）会長については、月額12万円の報酬を支給する。
- （2）羽咋市または本会の常勤職員が役員を兼務するときは、役員報酬等を支給しない。
- （3）非常勤役員等（会長を除く。）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合の費用弁償額は日額2千円とする。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合には、羽咋市社会福祉協議会旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支給することができる。この場合、費用弁償は行わない。

（報酬等の支給方法）

第4条 会長の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、報酬の支給日が休日にあたるときは、給与規程第7条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（旅費の支給）

第5条 役員が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

（公表）

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。